

	平成 19 年 3 月 23 日	18 経営第 7622 号
一部改正	平成 20 年 3 月 13 日	19 経営第 7055 号
一部改正	平成 23 年 3 月 30 日	22 経営第 7333 号
一部改正	平成 26 年 3 月 27 日	25 経営第 3878 号
一部改正	平成 26 年 11 月 18 日	26 経営第 1945 号
一部改正	平成 29 年 3 月 21 日	28 経営第 2993 号
最終改正	平成 30 年 11 月 1 日	30 経営第 1637 号

家畜共済の病傷事故給付基準

病傷事故が発生したときは、その診療費について損害額を算定し共済金を支払うこととなっており（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 98 条及び第 145 条並びに農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 117 条）、この損害額を算定するに当たっては、通常必要とされる診療その他の行為を基準として行うこととなっている（家畜共済損害認定準則（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 642 号）第 3）。

病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為の基本的な解釈については、「家畜共済事務取扱要領」（平成 30 年 10 月 2 日付け 30 経営第 1400 号農林水産省経営局長通知）に定められているとおりである。

共済金の給付については、「家畜共済診療点数表」（平成 30 年農林水産省告示第 2154 号）及び「家畜共済診療点数表適用細則」（昭和 59 年 3 月 23 日付け 59 農経 B 第 637 号農林水産省経済局長通知）により損害額を算定するとともに、病傷事故給付の具体的な取扱いで疑問の生じやすい点については、以下の基準によるものとする。

なお、本基準は、基準を超える診療行為を妨げるものではないが、本基準を超える部分については共済金の支払対象とはならず、組合員等の負担となることから、診療時には、そのことを説明した上で、診療を行う必要がある。また、診療を行う者は、近年「食の安全」という視点が重要視される中、家畜診療は食料生産の一翼を担っていることを念頭に置くことが、治療効果と併せて求められる。

第 1 臨床病理検査の基準

1 総則

病傷に対し最も有効かつ経済的な診療を行うためには、まず、正確な診断を速やかに行うことが必要である。診断は、稟告及び臨床所見を十分把握した上で行う必要があるが、稟告及び臨床所見のみで診断が困難な場合

には、それらによって病因及び病名を推察し確定診断又は病態の把握のために必要な検査を的確に選択して実施すべきである。

給付は「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査は給付外とする。確定診断後は、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査については給付外とする。また、同一病傷事故期間中に発生した合併症又は併発症に対する検査は、原疾患に対する検査にかかわらず給付するが、類症鑑別に不必要な検査については給付外とする。さらに、同一検体を用いて検査を行うことが可能な場合は、検体採取に係る費用については給付外とする。

なお、臨床病理検査は、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、診断、病勢経過及び治癒判定の目的で行われるものであるので、給付回数は、原則として3回を限度とする（ただし、繁殖障害にかかる直腸検査は、この限りでない。）が、「2 具体的基準」に掲げるものについては、当該基準により給付するものとする。

2 具体的基準

乳汁簡易検査及び乳汁ケトン体検査は、原則として各々3回を限度に給付するが、検査間隔が各々3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

第2 病名別給付基準

1 総則

診療に当たっては、原因療法を基本とした合理的な診療を行うことを原則とし、原因療法のみで効果のない場合等には対症療法を加えるべきである。対症療法の他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法のみに頼るような診療は給付外とする。ただし、治癒の見込みがないと診断された後、診療を加えなければ、残存物の有効な利用を図ることができないと判断される場合に、応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。

臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないに

もかかわらず同様な治療が継続して行われたと判断される場合、その継続して行われた治療については原則として給付しない。

2 具体的基準

(1) ケトーシス

同一内容の医薬品を3日間使用して効果がなかった場合は、その後引き続き使用した当該医薬品（糖類剤を除く。）については給付しない。

(2) 消化器病

内用薬の薬治は、2日分を標準として給付するが、診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分を標準として給付し、同一内容のものを連日交付しても2日分（診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分）を標準に1回の薬治として給付する。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に基づき承認された用法用量による投与が3日分を超える内用薬の薬治については、当該投与期間を標準として給付するが、当該投与期間が14日を超える内用薬の薬治については、14日分を限度として給付し、同一内容のものを連日交付しても当該投与期間分（当該投与期間が14日を超える場合は14日分）を標準に1回の薬治として給付する。

(3) 尿石症

排尿異常若しくは全身症状を伴わないものに対する治療については給付しない。

内用薬は、医薬品医療機器等法第14条に基づき承認された用法用量を交付した場合に1回の薬治として給付する。

(4) 長期在胎

在胎日数が、経産牛は295日（受精卵移植された場合は288日）、未經産牛は290日（受精卵移植された場合は283日）を超えても分娩しないものについての治療以外は給付しない。

(5) 胎盤停滞

牛の胎盤停滞に対する、抗菌性物質並びにプロスタグランジン及びその類縁物質製剤による全身療法は、体温上昇、食欲減退などの全身症状を伴う場合以外は給付しない。

(6) 卵巣疾患

ア 牛の場合

（ア）生後12か月未満の牛の卵巣発育不全及び卵巣静止並びに分娩後

40 日以内の牛の卵巣疾患（腫瘍を除く。）に対する治療については給付しない。

（イ）卵巣發育不全、卵巣静止及び卵巣萎縮で、その治療間隔が2週間未満、卵胞嚢腫、黄体嚢腫及び黄体遺残で、その治療間隔が10日間未満の治療については給付しない。

イ 種豚の場合

（ア）生後8か月未満の種豚の卵巣發育不全並びに離乳後10日間未満の母豚の卵巣静止及び卵巣萎縮の治療については給付しない。

（イ）卵巣發育不全、卵巣静止、卵巣萎縮及び黄体遺残で、その治療間隔が2週間未満、卵胞嚢腫で、その治療間隔が4週間未満の治療については給付しない。

（7）子宮内膜炎

ア 牛の場合

子宮内膜炎の治療については、分娩後40日以内のもの及びその診療間隔が1週間未満のものについては給付しない。

イ 種豚の場合

離乳後10日以内のもの及びその診療間隔が3週間未満のものについては給付しない。

（8）乳房炎

乳房注入剤の薬治は、2日分を標準として給付するが、診療の際、薬剤注入しない場合は3日分を標準として給付する。同一内容のものを連日交付しても2日分（診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分）を標準に1回の薬治として給付する。

抗菌性物質による全身療法は、急性症で食欲の減退若しくは廃絶又は発熱などの全身症状を認めた場合及び乳房内薬剤注入が不可能な場合以外は原則として給付しない。

乾乳期用乳房注入剤は、乾乳準備期間の開始の時までに発症し、その治療が乾乳時まで継続して行われている（治療を乾乳時まで延ばしているものを含む）臨床型乳房炎に罹患した乳房であって、乾乳準備期間中に診断及び検査を実施し、その結果、これによる治療が必要と判断された分房について最終搾乳直後1回に限り給付する。診断及び検査は「家畜共済の診療指針」のうちの「乳房炎」に基づいて実施することとし、特に次の事項は必ず行うものとする。

ア 臨床検査

（ア）問診

乳房及び乳頭についての既往症—その病名と発病年月日、特に発病分房の乳頭損傷及び乳房炎歴

(イ) 乳房及び乳頭の望診と触診

乳房及び乳頭の熱徴、冷感、疼痛、腫脹、硬結、弾力性並びに損傷の有無

イ 乳汁検査

乳汁の肉眼的検査及びCMT変法による検査

ウ 乳汁の細菌学的検査

薬剤感受性検査

なお、乾乳準備期間及び乾乳期間中に発症した臨床型乳房炎には、泌乳期の乳房炎に準じた治療が必要であるが、この場合、最終搾乳直後に用いた乾乳期用乳房注入剤の給付については上記に準じて取扱うものとする。

(9) 関節炎、関節周囲炎及び蹄病

抗菌性物質による全身療法は、局所の処置を行い、かつ、その病性、治療経過等からみて必要と認められる場合以外は給付しない。ただし、趾間部に壊死が生じる以前の急性期の趾間フレグモーネ（趾間壊死桿菌症、趾間腐爛）及び局所の処置を併用した疣状趾皮膚炎についてはこの限りではない。

(10) 栄養失調及び過労

通常の方法を逸脱した飼養管理に起因した栄養失調及び単なる過労に対する診療については給付しない。

牛及び豚の雌不妊症、乳房炎、ケトーシス、乳熱、ダウナー症候群、第四胃変位、牛の運動器疾患並びに子牛の下痢・肺炎の治療に係る給付については、上記によるほか、「家畜共済の診療指針」を基準として給付する。

第3 医薬品の給付基準

1 総則

医薬品の使用に当たっては、的確な診断のもとに最も効果のあるものを経済的に応用することが必要である。

医薬品を医薬品医療機器等法第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合は給付しない。また、同条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定する。ただし、同条に基づき承認された効能・効果、用法又は用量に基づかない方法によった場合であっても、その方法によってより高い効果が期待できるとともに、危険性が増大しないこと

が明らかで、かつ、その方法が広く学界で認められ、一般に普及している場合又はこの給付基準で特に定めた場合はこの限りではない。なお、この場合、獣医師の特例使用であることから出荷制限期間（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年農林水産省令第 44 号）第 5 条の出荷制限期間をいう。）を適切に設定する必要がある。

医薬品を併用した場合は、併用によって著しい治療効果を期待できることが明らかな場合及び 1 種ではその目的を達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外については給付しない。

医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した当該医薬品については給付しない。

一般名で薬価基準表に収載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が収載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品については給付しない。

2 薬効別基準

薬効別	薬 剤	基 準
1神経系用薬 (1)解熱鎮痛消炎剤	サリチル酸系製剤 ピラゾロン系製剤 ピラビタール系及びサリチル酸系を主成分とする製剤 その他の解熱鎮痛消炎剤	手術後に使用した場合は原則として給付しない。 フルニキシン系製剤については、牛に投与した場合、一診療経過中の使用回数は、通常1回限りを基準として給付する。
2循環器官及び泌尿器官系用薬 (1)強心剤及び利尿剤	カフェイン系及びプリン系製剤 カンフル系製剤 ジギタリス製剤 その他の強心剤及び利尿剤	心機能が低下している場合又は利尿を目的とする場合以外は給付しない。
(2)尿石症治療	ウラジログシエキス	リン酸を主体とする結石と判断される場

剤	製剤	合以外は給付しない。
3繁殖用薬		
(1)ホルモン製剤 (脳下垂体後葉 ホルモン剤を除く)	脳下垂体前葉性性 腺刺激ホルモン製 剤 卵胞ホルモン製 剤 プロスタグランジ ン及びその類縁物 質製剤	牛の卵胞嚢腫には酢酸フェルチレリン 製剤、酢酸ブセレリン製剤及び胎盤性性 腺刺激ホルモン製剤が無効の場合以外 は給付しない。 排卵の見込みのない卵巢所見を呈す る無発情及び微弱発情に対しては給付し ない。 卵巢疾患、子宮蓄膿症、長期在胎並び に全身症状が消失しない子宮炎及び胎 盤停滞の治療並びにミイラ変性胎子の排 出を目的とした治療以外に対しては原則 として給付しない。 また、発情同期化、プログラム人工授 精及び胚移植のための発情の誘起並び に分娩管理の省力化のための分娩誘起 を目的として応用した場合は給付しない。 発情同期化並びに定時授精及び胚移 植のための排卵の誘起を目的として応用 した場合は給付しない。
(2)子宮収縮剤	カルベトシン製剤	豚の分娩管理の省力化のため、分娩(胎子娩出)の促進を目的として応用した場合は給付しない。
(3)その他の繁殖用薬	塩酸クレンプテロ ール製剤	胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置(人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等)、帝王切開、子宮脱整復及び子宮捻転整復に使用した場合以外は給付しない。
4代謝性用薬		
(1)ホルモン製剤	副腎皮質ステロイ ド製剤	ケトーシス、乳房水腫、大腸菌性乳房炎(ショック症状を呈するものに限る。)、

(繁殖及び外用に用いるホルモン製剤を除く)		関節炎、筋炎、腱(鞘)炎、肝炎(肥育用成牛)及び子宮炎以外は原則として給付しない。一診療経過中の使用回数は、通常2回以内を基準として給付する。
(2)ビタミン剤	ビタミンA及びD製剤 ビタミンB(B1製剤を除く)、B1、C、E、K製剤 混合ビタミン製剤	ビタミン欠乏による諸疾患以外に対しては給付しない。
(3)無機質製剤	カルシウム製剤(ヨウ化カルシウム及び臭化カルシウムを除く)	カルシウム欠乏による諸疾患及び消化器病等によるカルシウムの欠乏に伴う諸症状を呈する場合以外に対しては給付しない。
(4)糖類剤及び血液代用剤	ブドウ糖製剤 果糖製剤 キシリトール製剤 生理食塩液類製剤 その他の糖類剤及び血液代用剤	病傷により著しく衰弱した場合以外は給付しない。ただし、次の場合はこの限りでない。 ①ケトーシス…糖類剤(ただし、キシリトールはブドウ糖に反応性の悪いもの以外には給付しない。) ②中毒…糖類剤及び血液代用剤 ③大出血、日(熱)射病及び脱水症状の甚だしいもの…血液代用剤 ④注射薬を溶解する必要がある場合…5%ブドウ糖注射液
(5)肝臓疾患用剤及び解毒剤	メチオニン製剤 コリン製剤 グルクロン酸製剤 タウリン製剤 チオプロニン製剤 その他の肝臓疾患用剤及び解毒剤(イソプロチオラン製剤を除く)	中毒及び肝蛭症で肝臓の障害を伴う場合並びにその他重症疾患で臨床所見及び検査により肝機能障害が認められる場合以外は給付しない。

(6)臓器製剤 (7)他に分類されない代謝性用薬 5病原微生物及び内寄生虫用薬(生物学的製剤、消毒剤を除く)	イソプロチオラン製剤	牛の脂肪壊死症及び脂肪肝以外に対しては給付しない。 ただし、脂肪肝の給付については、分娩後2か月以内に臨床所見及び検査により脂肪肝と診断された場合のみとする。
	キモトリプシン製剤	浮腫が特に甚だしく、原因療法のみで治癒し難い場合を除いては給付しない。
	ヒアルロン酸製剤	臨床所見及びレントゲン検査により馬の関節炎(関節腔内骨折又は軟骨損傷を伴う非感染性のものに限る。)又は骨軟骨症と診断された場合以外は給付しない。
		フルオロキノロン系及び第3世代以降のセファロスポリン系製剤については、第一次選択薬が無効であった場合又は薬剤感受性検査の結果等から、第一次選択薬の効果が期待できないと判断された場合以外は、原則として給付しない。
(1)合成抗菌剤	サルファ剤	感染性、化膿性及び敗血性疾患以外に対しては給付しない。
	チアンフェニコール製剤 キノロン系製剤 フルオロキノロン系製剤 その他の合成抗菌剤	抗生物質との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。
(2)抗生物質	β -ラクタム系抗生物質	その抗生物質が有効であることが明らかであると判断される細菌感染症に使われた場合にのみ給付の対象とする。
	アミノグリコシド系抗生物質	抗生物質相互あるいは合成抗菌剤との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合
	マクロライド系及び類系抗生物質	
	テトラサイクリン系	

	抗生物質 その他の抗生物質	及び1種をもってその目的を達することが困難な場合以外は給付しない。 感染部位が限局している場合の全身療法は、局所療法で十分な治療効果が得られない症例以外は給付しない。 同一の抗生物質を連用した場合は1日1回3日間を標準とし、症状等に応じ、原則として5日間を限度として給付する。
--	------------------	--